

2020年5月22日

各位

第一生命ホールディングス株式会社

代表取締役社長 稲垣 精二

(コード番号：8750 東証第一部)

当社第10期定時株主総会における第3号議案に関する補足説明

2020年6月22日開催予定の当社第10期定時株主総会における第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」の候補者である増田宏一氏（以下、「増田氏」といいます。）につきまして、Institutional Shareholder Services, Inc.（以下、「ISS」といいます。）より、独立性に問題があるとの理由から反対推奨がなされました。

当社としましては、増田氏が当社に対し十分な独立性を有し、かつ当社の監査等委員である社外取締役候補者として適任であると考えています。増田氏を取締役候補者とした理由及び独立性につきましては「第10期定時株主総会 招集ご通知」27頁及び28頁に記載のとおりですが、改めて下記のとおりご説明申し上げます。

株主・投資家の皆さまにおかれましては、本内容をご確認いただき、当該議案に関しご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. ISSによる反対推奨に対する当社の考え

ISSは、増田氏が当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人（以下、「あずさ監査法人」といいます。）の出身であることのみをもって独立性に欠けると指摘し、同氏の選任に対して反対を推奨しています。

ISSによる反対推奨は、増田氏があずさ監査法人を退職後12年以上が経過しているにも関わらず、退職後一定期間の経過による利害関係の消滅、いわゆる「クーリングオフ期間」の考え方を適切に考慮しないものであると考えています。

退職後の一定期間の経過やその間の活動状況等を考慮せずに会計監査人である監査法人出身者について一律に独立性を否定することは、コーポレートガバナンス・コードにおいて監査役¹には「財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである」とされているところ、グローバルな会計監査の対応が可能な大手監査法人は少数であることも踏まえると、監査役会¹の実効性確保や公認会計士としての豊富な知識や経験を持つ独立社外取締役の活用を妨げることに繋がる点において合理的ではないと考えています。

2. 当社が監査等委員である社外取締役候補者とした理由

増田氏は大手監査法人において代表社員を務めた後、日本公認会計士協会の会長として公認会計士監査の充実・強化に尽力する等、公認会計士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識並びに他の会社の社外取締役（監査等委員）及び社外監査役としての豊富な経験を有しています。また、取締役会及

¹ 監査等委員会設置会社である当社においては、「監査役」は監査等委員である取締役を、「監査役会」は監査等委員会を指します。

び監査等委員会において、会計監査方針、海外子会社監査、KAM（Key Audit Matters：監査上の主要な検討事項）、再保険取引、会計の規制面に関する意見等、客観的な視点から主に財務に係る積極的な意見をいただいております。就任以来 3 年半以上にわたり当社のコーポレートガバナンスの向上に大きく寄与しています。引き続き、同氏の経験等を当社グループの経営の監督・監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としています。

3. 独立性に関する当社の考え

増田氏は 2007 年 6 月まで現在の当社の会計監査人であるあずさ監査法人の業務執行者でしたが、同法人を退職後 12 年以上が経過しています。

また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が独自で定める社外取締役の独立性基準を満たしています。

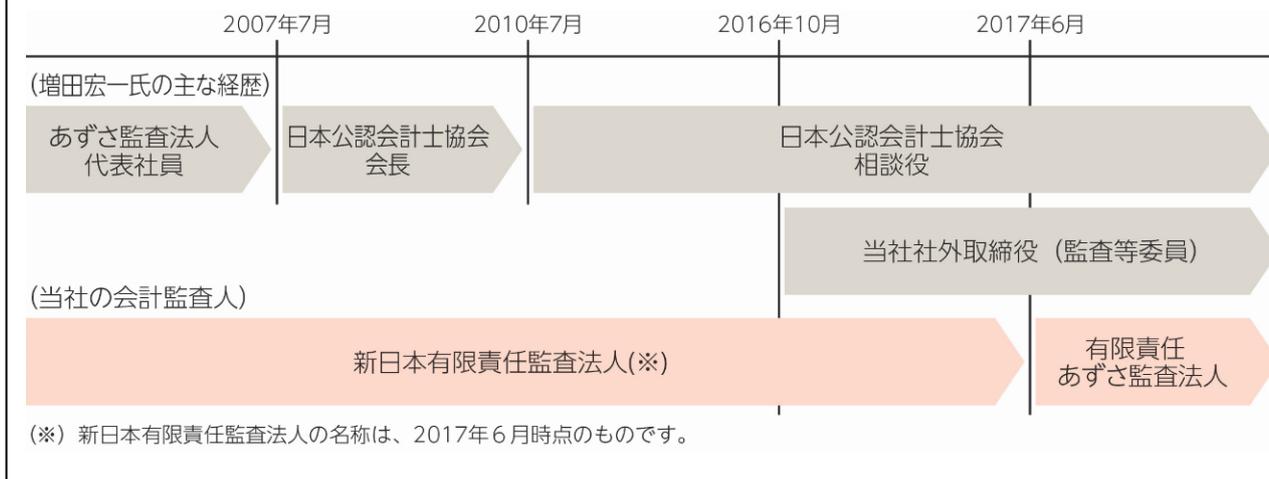
上記の理由により、当社は、同氏の独立性は十分に確保されているものと判断しています。

なお、同氏を東京証券取引所が定める一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ています。

<増田宏一氏の独立性に関する補足事項>

あずさ監査法人が当社の会計監査人となったのは 2017 年 6 月であり、増田氏があずさ監査法人に在籍していた 2007 年 6 月までの間、同法人は当社の会計監査を実施していません。

なお、同氏は、同法人の当社会計監査人選任に係るすべての決議に参加しない旨を表明し、棄権しています。



以上

お問い合わせ先

第一生命ホールディングス株式会社
 総務ユニット 部長 兼 経営総務グループ長 関口 俊幸
 TEL：050-3780-6940
 E-mail：Sekiguchi804@dai-ichi-life-hd.com